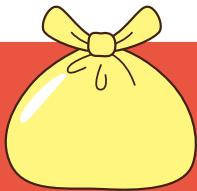


# 可燃ごみ（燃やせるごみ）

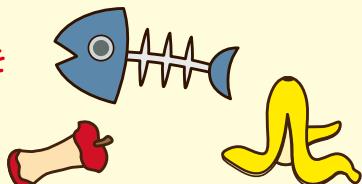


○黄色の鳥羽市指定ごみ袋に入れて出してください。

○指定ごみ袋に入らない大きさのものは、集積所に出さず、直接やまだエコセンターに持ち込んでください。

## ●生ごみ

※十分な水切りをお願いします。



## ●ゴム製品

- ・長ぐつ
- ・ゴム手袋 など



## ●皮革製品及び衣類

- ・くつ
- ・かばん など



## ●プラスチック製品

- ・チューブ（歯みがき粉、調味料）
- ・ボールペンなどの文房具類
- ・プラスチック製のおもちゃ
- ・お風呂用マット
- ・洗面器
- ・バケツ など



## ●資源にならない紙

- ・紙くず
- ・ちり紙（ティッシュなど）
- ・感熱紙（レシートなど）
- ・加工された紙（防水加工、アルミ加工）
- ・汚れた紙
- ・紙おむつ（汚物は取り除く）
- ・写真 など



## ●草、葉っぱなど

※必ず黄色の指定ごみ袋に入れて出してください。



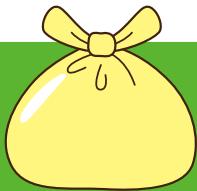
※可能な限り、乾燥させてから出してください。

## ●木の枝

- ※太さ10cm以下、長さ70cm以下に切って、ひもで縛って出してください。
- ※直接搬入する場合は、太さ10cm以下、長さ1m以下に切って、搬入してください。
- ※指定ごみ袋は不要です。



# 不燃ごみ（破碎後リサイクルするごみ）



○黄色の鳥羽市指定ごみ袋に入れて出してください。

○指定ごみ袋に入らない大きさのものは、集積所に出さず、直接やまだエコセンターに持ち込んでください。

## ●金属製品

- なべ
- やかん
- フライパン
- ボウル（金属製）など



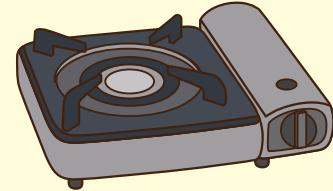
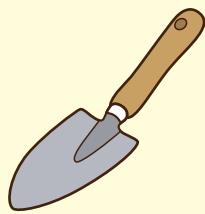
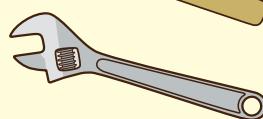
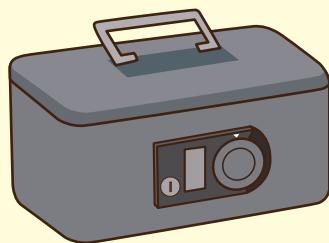
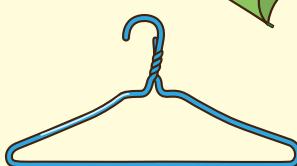
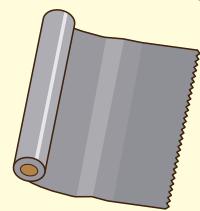
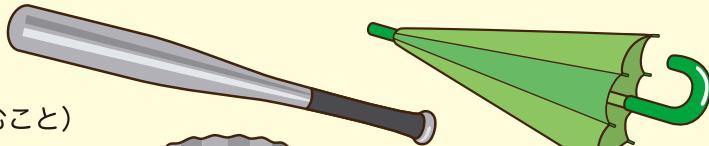
## ●お菓子などの缶

- せんべいなどの缶
- 茶筒（スチール製）
- 粉ミルク缶 など



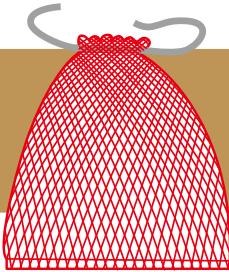
## ●その他

- 金属製のおもちゃ
- アルミホイル
- 刃物（危険なため布等で包むこと）
- ライター（使いきること）
- 傘
- 入れ歯
- かなづち
- スコップ（手持ちサイズ）
- ハンガー
- レンチ
- ワイヤー
- 爪切り
- 時計
- 腕時計
- 金庫（手持ちサイズ）
- カセットコンロ
- 一輪車(遊具) など



※刃物は布等で  
包んでください。

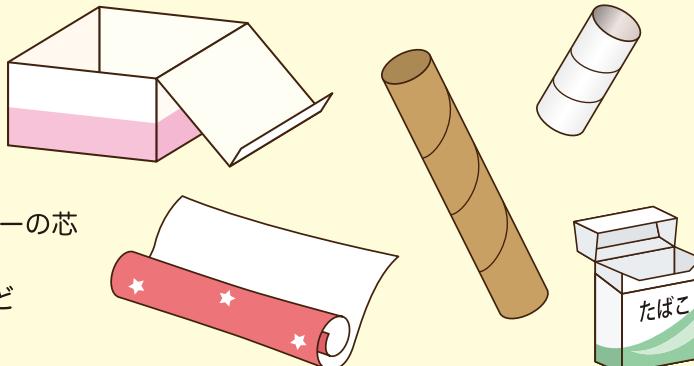
# 雑がみ



- 赤色のネットに出してください。
- 洗っても汚れが取れない場合は「可燃ごみ」として出してください。

## ●雑がみ

- 紙箱類
- 台紙類
- 包装紙類
- ポスター
- 紙袋類
- トイレットペーパーの芯
- ラップの芯
- たばこの外箱 など



### ※「雑がみ」の対象とならないもの

- アイスクリームやカップ麺など、防水加工がしてある紙製容器
- 中が銀色（アルミ）の日本酒などの飲料用紙パック
- 石けん・洗剤・線香の箱など、においが取れないもの
- 汚れが取れないもの



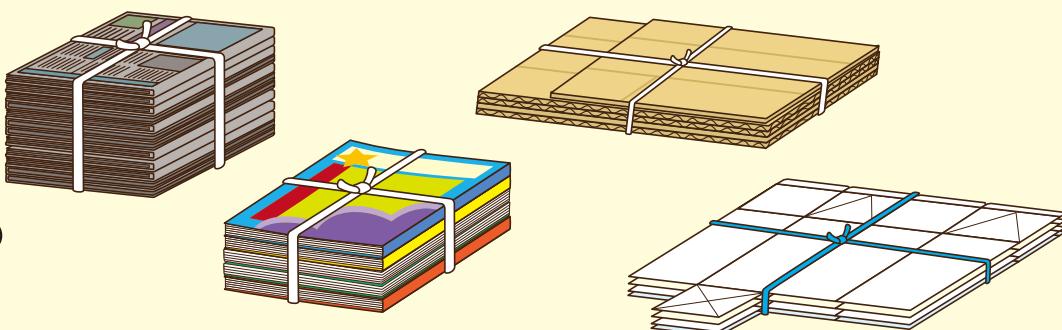
「可燃ごみ」として  
出してください。（→P2）

# 紙類

- 種類別にひもで十文字に縛って出してください。

## ●紙類

- 新聞紙
- チラシ
- 雑誌・本類
- 段ボール
- 飲料用パック  
(牛乳パックなど)



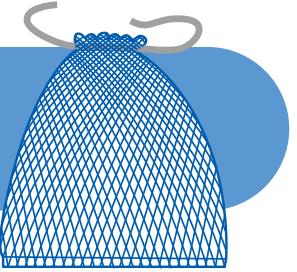
①下記の地域は各町内会のリサイクル活動にご協力願います。

なお、紙リサイクルステーションの管理運営は、町内会等で行っていますので、開設時間や回収（排出）方法は町内会等にご確認ください。

本町、大里、錦町、中之郷、藤之郷、五丁目、美台、池上、堅神、小浜、安楽島、さくらが丘、大明東、今浦、本浦、石鏡、国崎、相差、畔蛸、千賀、堅子、岩倉、松尾、河内、船津、落口、幸丘

②上記以外の紙リサイクルステーションのない地域は、「雑がみ」と同じ収集日・同じ場所に出してください。  
(雨の日は紙が濡れるので、次回の収集日に出してください。)

# その他プラスチック製容器包装



○透明または半透明のごみ袋に入れてから、青色のネットにして出してください。

○汚れているものは洗ってから出してください。

○洗っても汚れが取れない場合は「可燃ごみ」として出してください。

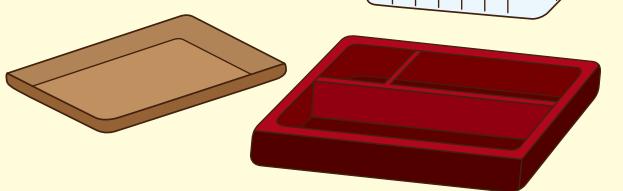
## ※その他プラスチック製容器包装（その他プラ）とは？

商品を入れていたプラスチック製の容器や商品を包んでいたプラスチック製の包装のことです。プラスチック製品そのものは対象外であり、「可燃ごみ」となります。



### ●トレイ類

- 惣菜のトレイ
- 生鮮食品のトレイ
- コンビニ弁当の容器 など



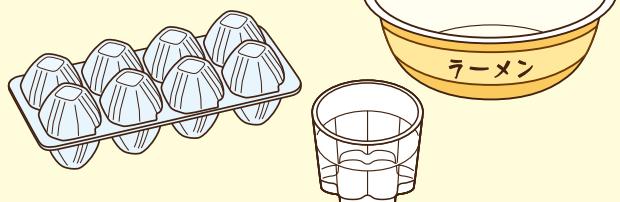
### ●ポリ製品

- お菓子の袋
- あめの包み
- 野菜・米・パンの袋
- カップ麺、ヘアスプレーの外装フィルム
- レジ袋
- 衣料品の袋 など



### ●カップ、パック類

- カップ麺の容器（プラスチック製のもの）
- ゼリーやヨーグルトの容器
- 卵パック など



### ●ボトル類

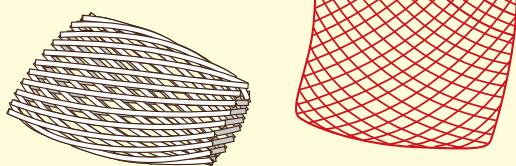
- 洗剤・シャンプーなどの容器
- 食用油・調味料などの容器
- うがい薬・目薬などの容器



※ボトルのふたやポンプ部分も対象となります。

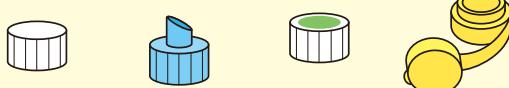
### ●ネット類

- りんご、みかん、たまねぎなどのネット



### ●フタ、キャップ類

- プラスチックボトル、ペットボトル、チューブ類、スプレー缶、ビンなどのプラスチック製のふた



※「その他プラスチック製容器包装」の対象とならないもの

白色で発泡スチロール製のトレイ



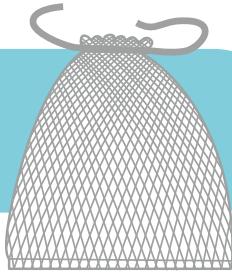
「白色トレイ・発泡スチロール」  
として出してください。（→P6）

ボールペン、おもちゃ、CD（ケース含む）など  
プラスチック製品そのもの



「可燃ごみ」として  
出してください。（→P2）

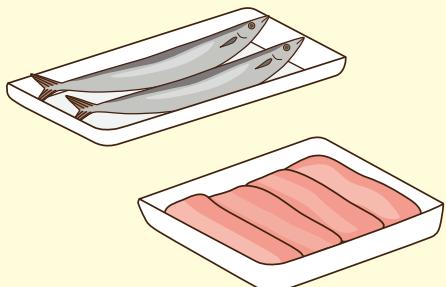
# 白色トレイ・発泡スチロール



- 新しく設置するネットに入れてください。
- 汚れているものは洗ってから出してください。
- 洗っても汚れが取れない場合は「可燃ごみ」として出してください。
- 青色のネット（その他プラ用ネット）には入れないでください。

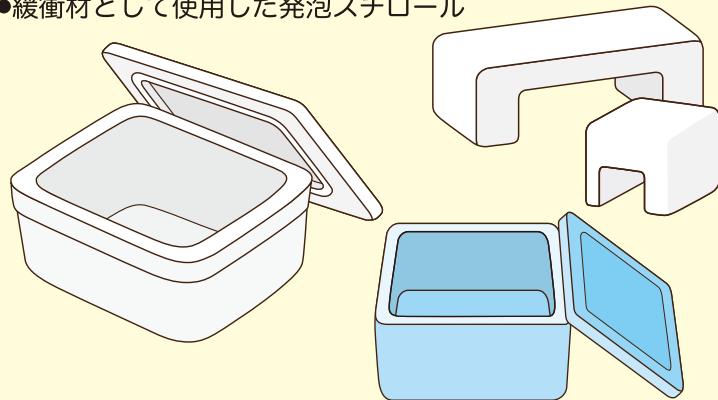
## ●白色トレイ

- 肉や魚等の食品が入っていた  
白色の発泡スチロール製のトレイ



## ●発泡スチロール

- 発泡スチロール製の容器
- 緩衝材として使用した発泡スチロール



※「白色トレイ・発泡スチロール」の対象とならないもの

インスタント焼きそばの白色カップや、  
豆腐の容器など



「その他プラスチック製容器包装」  
として出してください。(→P5)

# ペットボトル



- 洗ってから出してください。
- ふた（キャップ）は、「その他プラスチック製容器包装」として出してください。

## ●ペットボトル

- 飲料、酒類、しょうゆ、みりんなど  
「ペットボトルマーク」の付いている  
ものが対象です。



※「ペットボトル」の対象とならないもの

ペットボトルマークのついていない  
プラスチックボトルなど



「その他プラスチック製容器包装」  
として出してください。(→P5)

# 缶



- 洗ってから出してください。
- 「アルミ缶」と「スチール缶」は一緒に出してください。

## ●アルミ缶、スチール缶

- ジュース缶
- ビールや酎ハイ等の酒類缶
- くだものなどの缶詰め缶
- ペットフード缶 など



※ボトルキャップも、一緒に出してください。

## ※「缶」の対象とならないもの

せんべいなどのお菓子の缶



「不燃ごみ」として  
出してください。(→P3)

# びん



- 洗ってから出してください。
- 割れているものも対象となります。
- リターナブルびんは、可能な限り販売店へ回収を申し出てください。



※リターナブルびんとは?… 一升びんやビールなど「Rマーク」がついたびんのことであり、洗浄し、繰り返し利用できます。

- 飲料
- 食品
- 調味料
- 酒類
- ドリンク剤
- 化粧品
- 飲み薬 などの  
空きびん

## ●無色（透明）



## ●茶色



## ●その他の色



## ※「びん」の対象とならないもの

- ガラス製のコップ、ガラス製の食器、  
シンナー・塗料・農薬のびん、  
ほ乳びん、汚れの取れないびん



「ガラス・陶磁器類」  
として出してください。(→P9)

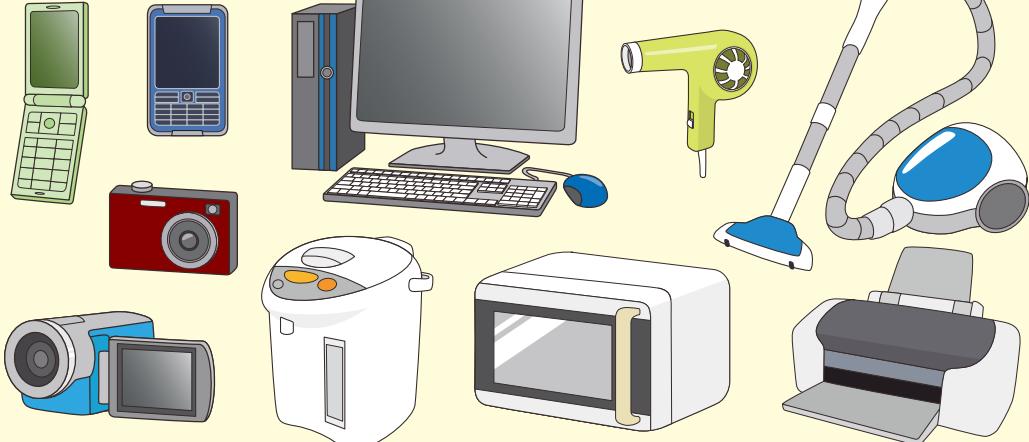
# 小型家電



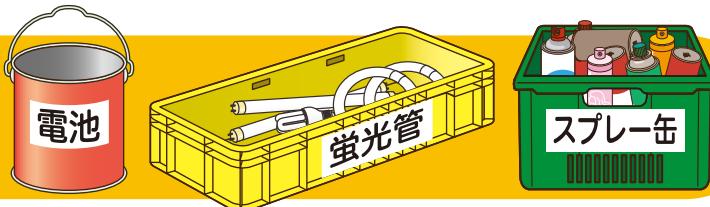
- 小型家電のかごに入れてください。(従来の「金属類」のかごを「小型家電」として使用します。今まで金属類に入っていたものは「不燃ごみ」として指定ごみ袋に入れて出してください。)
- 携帯電話やパソコンなどを出す場合は、個人情報を消去してから出してください。
- 家電リサイクル法の対象品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）は小型家電ではないのでご注意ください。

## ●小型家電

- 携帯電話
- パソコン
- デジタルカメラ
- ビデオカメラ
- 電子レンジ
- 電気掃除機
- ドライヤー
- プリンター
- 電気ポット など



# 乾電池・蛍光管・スプレー缶



- 電球やグローランプは「ガラス・陶磁器類」として出してください。
- 充電式電池やボタン電池は回収の対象となりませんのでご注意ください。
- 割れているものも対象となります。
- 専用の回収容器がない地域は、黄色（小型家電）のかごに入れてください。

## ●乾電池

- マンガン電池
- アルカリ電池



## ●蛍光管

- 直管型蛍光管
- サークル型蛍光管
- 電球型蛍光管



※40Wの長さ（約1m20cm）を目安とし、それを超える場合は直接やまだエコセンターへ持ち込んでください。

## ●スプレー缶、カセットボンベ

- 殺虫用スプレー缶
- ヘアスプレー缶
- 塗料スプレー缶
- カセットコンロ用ガスボンベ など



※中身を使いきってから、穴を開けて出してください。

## ※「乾電池及び蛍光管」の対象とならないもの

- 充電式電池  
(ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池など)
- ボタン電池
- 白熱電球、LED電球、グローランプ

充電式電池及びボタン電池については販売店またはリサイクル協力店に処理を依頼してください。

- 充電式電池リサイクル協力店検索：  
<http://www.jbrc.net/hp/contents/recycle/kensaku.html>
- ボタン電池リサイクル協力店検索：  
<http://www.botankaishu.jp/srch/srch10.php>

# ガラス・陶磁器類



- 新しく設置するかごに入れて出してください。
- 電球及びグローランプは「蛍光管」のコンテナに入れないとください。
- 割れているものも対象となります。
- やまだエコセンターへ持ち込むことはできません。

## ●ガラス・陶磁器類

- ガラス製・陶磁器製のコップ
- 皿
- 茶碗
- 湯のみ
- 植木鉢
- 花瓶
- ガラス製ほ乳びん
- 板ガラス
- ガラス製品
- 鏡
- 白熱電球
- LED電球
- グローランプ
- もともと商品の入っていなかったびん（例：漬物用びん）など

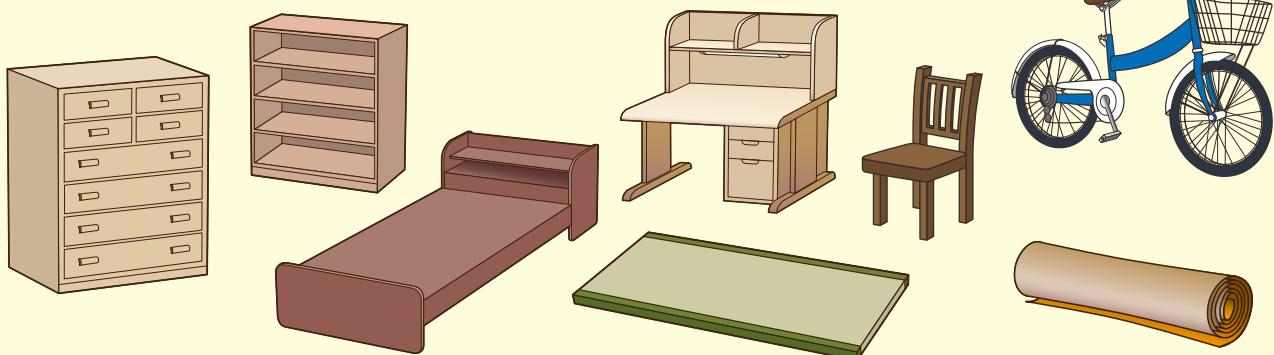


# 粗大ごみ

- 指定ごみ袋に入らない大きさのものは収集を行いません。直接やまだエコセンターへ持ち込んでください。

## ●粗大ごみ

- 「可燃ごみ」「不燃ごみ」のうち、指定ごみ袋に入らない大きさのもの  
(タンス、本棚、ベッド、家具類、机、椅子、カーペット、畳、自転車 など)



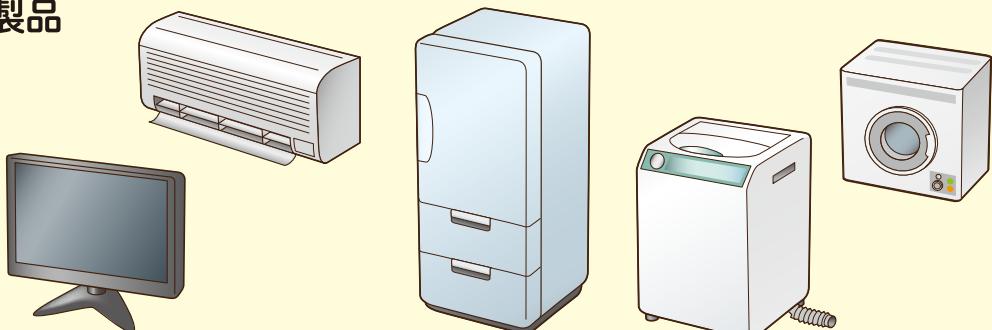
- ①買い替えをする店が過去に購入した店などに引き取りを依頼してください。(有料)
- ②やまだエコセンターに直接持ち込んでください。(有料)
- ③販売店での引き取りや自分で持ち込むことができない場合は、鳥羽市一般廃棄物収集運搬許可業者に運搬を依頼してください。(有料)  
(※P21の「一般廃棄物収集運搬許可業者一覧表」を参考にしてください。支払う料金や取扱物に関しては直接許可業者にお問い合わせください。)

# 家電リサイクル製品

○市では収集を行いません。また、やまだエコセンターに持ち込むこともできません。

## ●家電リサイクル製品

- エアコン
- テレビ
- 冷蔵庫、冷凍庫
- 洗濯機、衣類乾燥機



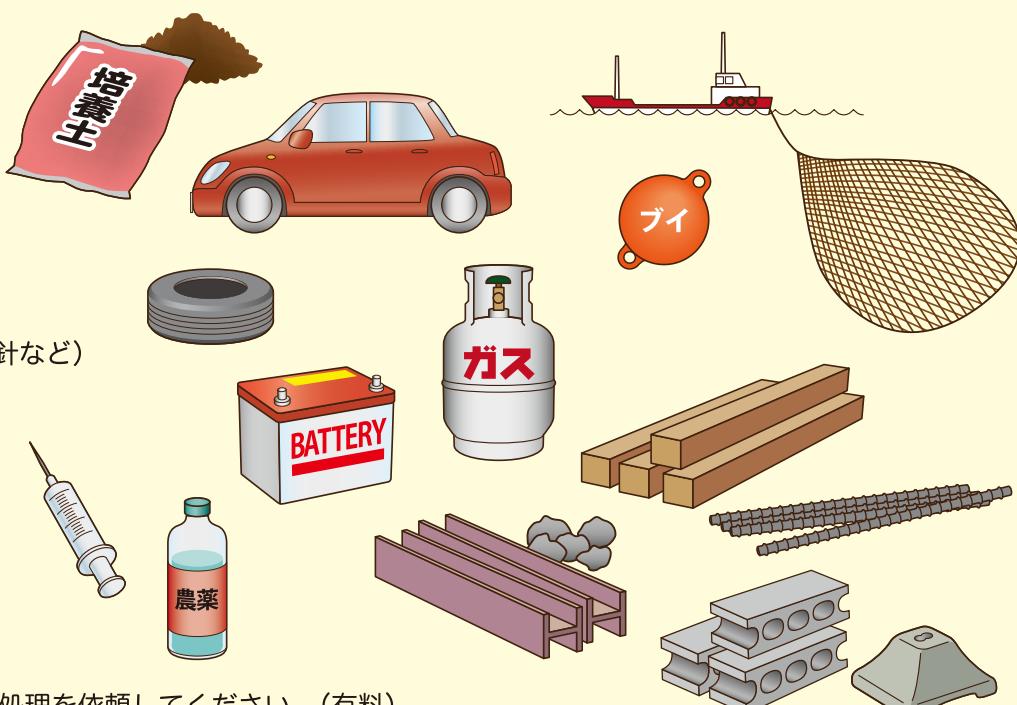
- ①買い替えをする店や過去に購入した店などに引き取りを依頼してください。(有料)
- ②販売店の引き取り依頼ができない場合は、家電リサイクル券を郵便局で購入し、リサイクル券とともに夏山金属(株)【TEL: 0596-25-1101】に運搬してください。(引取料は無料)
- ③販売店への引き取り依頼や自分で持ち込むことができない場合は、鳥羽市一般廃棄物収集運搬許可業者に運搬を依頼してください。(有料)  
(※P21の「一般廃棄物収集運搬許可業者一覧表」を参考にしてください。支払う料金や取扱物に関しては直接許可業者にお問い合わせください。) 家電リサイクル料金検索【[http://www.rkc.aeha.or.jp/text/p\\_price.html](http://www.rkc.aeha.or.jp/text/p_price.html)】

# 処理困難物

○市では収集を行いません。また、やまだエコセンターに持ち込むこともできません。

## ●処理困難物

- スプリング入り家具
- 園芸用土
- 汚泥
- ガスボンベ
- 漁業用廃材・機器類
- 農業用廃材・機器類
- 建築廃材
- コンクリート
- 在宅医療廃棄物（注射針など）
- 自動車・自動車部品
- 単車
- タイヤ
- 廃油
- バッテリー
- 有害物質（農薬等）
- 産業廃棄物



- ①販売店または購入店に処理を依頼してください。(有料)
- ②廃棄物処理業者に処理を依頼してください。(有料)